宿泊税条例 素案 要点

			Lange to
		内容	備考
1	目的	赤井川村の魅力を高める為に、主としてインフラ整備 及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるた め。	
2	納税義務者	「旅館業」「住宅宿泊事業」に規定する施設(宿泊施設・民泊)に宿泊する者	
3	課税免除	8,000円未満(素泊まり税別)の宿泊者 修学旅行その他規則に定める学校行事に参加している もの	
4	課税標準	1人1泊	
5	税率	(1) 宿泊料金が20,000円未満である場合 200円 (2) 宿泊料金が20,000円以上である場合 500円	
6	特別徴収義務者	旅館業又は住宅宿泊事業を営む者	
7	徴収について	1. 事業者が特別徴収義務者の登録申請をする。 2. コンドミニアムの場合、管理会社を特別徴収義務者に指定することが出来る。 3. 村が1について登録した旨を通知する。 4. 事業者は特別徴収義務者の変更が生じた場合変更申請をする。	営業開始日5日前までに登録申 請。 指定を受けた日から10日以内に登 録申請。
8	申告納入について	毎月末日までに、前月の申告書と納入金を提出する。 ただし、規則により3カ月に1度の提出も可能。	
9	徴収不能及び還付	天災その他避けることのできない理由があるとき等 → 申請により免除・還付	
10	更生又は決定の通 知等	納入申告及び更正を決定した場合、村は特別徴収義務者に通知する。 更正による納期限は通知書を発した日から1月を経過した日とする。	
11	過少申告	決定した場合、村は直ちに通知する。その納期限は通知書を発した日から1月を経過した日とする。	
12	納税管理人	特別徴収義務者が村内に有しない場合、納税管理人を 定めることが出来る。	
13	帳簿の記載義務	帳簿は5年間保存(年度単位) 売上伝票は2年間保存(年度単位)	
14	過料	申告をしなかった場合、10万円以下の過料を科する。	
15	帳簿の記載義務違 反等に関する罪	3万円以下の罰金刑 1. 不記載・虚偽及び隠匿した者 2. 帳簿を5年間保存しなかった者 3. 売上伝票の未作成・虚偽及び隠匿した者 4. 売上伝票を2年間保存しなかった者	過料及び罰金は50万円の自治体が多いが、道内で唯一宿泊税を導入している隣接町村の倶知安町を参考としている。
16	附則	徴収する為の準備行為は条例施行前でも行える。 施行5日前に特別徴収義務者の登録申請をしなければ ならない。 施行後5年毎に見直しする。	